

こ成母第 402 号  
令和 7 年 3 月 28 日

各 都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

「産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドライン」の  
改定について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

「産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 7 年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 44 号・6 教参学第 51 号）による報告の対象とするとともに、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和 7 年 3 月 21 日付けこ成安第 45 号・6 教参学第 52 号）による検証の対象とすること等を踏まえ、別添のとおりガイドラインを改定しましたので、周知いたします。主な改定の内容は下記のとおりです。

なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### ○改定の内容

- 「Ⅲ 産後ケア事業ガイドライン」の「8 安全に関する留意事項」において、
- ・ 「(4) 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応」について、事業者での対応や、市町村から都道府県を通じた国への情報提供を新たに記載したこと。
  - ・ 「(5) 重大事故発生時の対応」について、最新の通知を踏まえた対応に更新したこと。

以上

